令和８年度

【業　務　計　画　書】

一般財団法人北海道子どもの国協会

様式６－１

業　務　計　画　書

団体名	一般財団法人　北海道子どもの国協会

	正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないことについて
根拠法令 〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条第１号〕 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	

道民の平等な利用を図るための具体的な手法や基本的な考え方について【共通】
公の施設として、一部の道民等に対し、不当に利用を優遇又は制限することがないようにするための考え方や取組等について

【共通】

北海道子どもの国（以下、全頁を通じ「子どもの国」という。）及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川（昭和51年「北海道立砂川少年自然の家」として開設し、平成26年現在の施設名に名称変更。以下、全頁を通じ「ネイパル砂川」という。）は、「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第４条第１号及び「地方自治法」第244条第２項、第３項を遵守するとともに「北海道立都市公園条例」（以下全頁を通じ、「都市公園条例」という。）、「北海道立青少年体験活動支援施設条例」（以下全頁を通じ、「支援施設条例」という。）の規則等も遵守し、総ての利用者について年齢、性別、団体の種類と規模、障がいの有無、利用料金の有無、国籍等を問わず、平等利用を確保します。

1　当協会は、子どもの国及びネイパル砂川について、総ての利用者が施設を平等利用することを可能として、好評を得るよう対応します。

2　子どもの国キャンプ場及び大型遊戯施設並びにネイパル砂川の受付・利用承認は、年齢、性別、団体の種類と規模、障がいの有無、利用料金の有無、国籍等にかかわらず受付順とし、「都市公園条例」第６条の２及び「支援施設条例」第８条による承認の基準、当協会「北海道子どもの国キャンプ場利用申込事務取扱要領」、「施設利用料金及び物品使用料収納事務取扱規程」及び「ネイパル砂川利用申込事務取扱要領」により、適正に取扱います。

3　特定の個人・団体を優遇するような利用の斡旋、確保等の勧誘・強要等には、毅然とした対応を執ります。

4　子どもの国及びネイパル砂川の紹介は、ホームページやリーフレットを活用し、総ての人が平等で安全に利用でき、親しめる施設としてＰＲします。

5　職員は、関係法令、協会規程等を熟知し、それらの範囲内で施設利用を提供し、様々な利用要望には特定の人の意見に偏らない公平・平等な対応に努めます。

【子どもの国】

「都市公園条例」第３条及び第４条の規定による許可等に係る相談、申請等があった場合についても、申請者の規模、所在地、法人または個人の別、その目的等の違いにより不平等な取扱いをせず、公平な取扱いを行います。また、同条例第５条の禁止行為を発見した場合の取り扱いについても、総じて公平な対応を執ります

【支援施設】

1　利用者に対しては、利用の希望を充分に把握し、利用団体の活動が制限されることのないよう事前の相談・調整を充分に行い、平等に利用できるように努めます。また、より良い計画及び活動となるよう必要に応じて指導、助言等を行います。

2　宿泊室の使用希望や活動場所が重複した場合は、それぞれの団体の利用目的による効果が最大限に発揮できるよう調整を充分に行い、平等に利用できるよう配慮します。

社会的弱者等への対応について【共通】

公の施設として、障がい者等の社会的弱者の対応について

【共通】

公の施設である子どもの国とネイパル砂川を利用される、総ての方が快適に施設を利用でき、利用効果が最大限に発揮できるよう、また、幼児・障がい者・高齢者等の施設利用上の不安を少しでも軽減できるよう、快適な利用環境を提供します。

1　障がい者、幼児、高齢者、マタニティマークやヘルプマークの携帯者等の適切な利用環境について、次のとおり対応します。

（1）接遇について、職員の朝の打合せ時確認や職員研修を適時実施します。

（2）利用者に対し、社会的弱者への理解を深め、配慮や協力が得られるよう、ポスター等により、積極的な情報発信をします。

（3）トイレ、手すり、ステップ及び車椅子用通路等の施設を適切に維持管理します。

（4）車椅子、ベビーカーを必要な場所に配置します。

（5）キャンプ場、または、ネイパル砂川を利用する場合は、利用しやすいサイトや部屋を優先的に割り当てます

2　大型遊戯施設及びネイパル砂川の利用料金免除者には、「北海道子どもの国管理規則」（以下、全頁を通じ「子どもの国管理規則」という。）及び「北海道立青少年体験活動支援施設利用規則」（以下、全頁を通じ「支援施設利用規則」という。）に則り適正に対応します。

【子どもの国】

駐車場における障がい者専用スペースを確保するとともに、そのスペースを必要とされている方がいること、その場所を利用することができる方について具体的に周知するなど配慮が必要な方々も快適に利用ができるよう努めます。

【支援施設】

1　幼児、障がい者、高齢者が利用する場合は利用しやすい部屋を優先的に割り当て、必要な場合は直接サポートし、快適に利用していただけるよう努めます。

2　施設内の車いす利用等、バリアフリーにも充分に配慮します。

3　障がい者トイレ、浴室手すり、スロープ等の設備をより快適に利用できるよう常に点検・整備し、安全管理に努めます。

4　車いすを備え付け、障がいやケガのある方等の活動及び施設利用をサポートします。

5　食事の提供においては、幼児用のメニュー及び料金を設定し、対応して来ました。これからもそれぞれの利用者のニーズに沿った食事を提供するよう、更にメニュー等の開発に努めます。

利用料金の設定について【共通】
利用料金の設定について考え方や方向性について。

【共通】

子どもの国及びネイパル砂川に係わる料金設定等は、「都市公園条例」別表及び「支援施設条例」別表に定める利用料金の上限額の範囲内で、施設の状況や利用の動向等を踏まえ、最大限の利用増と収入増が図れるような料金設定を行います。また、「都市公園条例」別表及び「支援施設条例」別表に定める利用料金上限額に改正があった場合または減免基準の見直しに伴う規則等の改正が行われた場合は、適正に対応します。

1　大型遊戯施設の利用料金については、これまでの施設管理経験から得た利用者の声と当該遊戯施設の状況及び利用の動向等を踏まえ、最大限の利用増と収入増が図れるような料金設定を行います。また、キャンプ場やネイパル砂川との相互利用の促進が図れるような方策を講じます。

2　利用の承認、利用料金の減免、還付等については、子どもの国管理規則・支援施設利用規則に基づき適正に対応します。また、承認の取消し、利用制限・停止等についても条例に則り適正に対応します。

3　利用料金の収受業務は、当協会「施設利用料金及び物品使用料収納事務取扱規程」により適正に対応します。

4　7月17日の「北海道みんなの日」には「北海道みんなの日条例施行規則」に基づき、該当する利用料金を免除します。

【子どもの国】

1　利用料金の設定

大型遊戯施設及びキャンプ場の利用料金は、近隣の同種観光施設等の利用料金の設定状況や各種アンケート等の結果から得られた利用者の料金に対するニーズ等々も踏まえ、次の「利用料金表」のとおり、それぞれ利用料金の額を設定します。

特に、毎年6万人程の利用を見込む大型遊戯施設については、これまでの利用実態や利用者のニーズに応えるため、団体利用料金や回数券の設定、子どもの国キャンプ場宿泊利用者及び一体的管理施設であるネイパル砂川宿泊利用者への割引料金の適用並びに秋季からの閑散期に利用促進策として効果が表れている閑散期料金についても、継続設定します。

大型遊戯施設利用料金表

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>開館日～9月30日</th><th>10月1日～閉館日</th></tr>
<tr><td>一人一回(高校生以上)</td><td>５００円</td><td rowspan="3">３００円</td></tr>
<tr><td>団体(有料者20名以上)</td><td>４００円</td></tr>
<tr><td>キャンプ場宿泊利用者・ネイパル砂川宿泊利用者</td><td>４００円</td></tr>
<tr><td>回数券（５枚綴り）</td><td colspan="2">２，０００円</td></tr>
<tr><td>中学生以下</td><td colspan="2">無　　料</td></tr>
<tr><td>65歳以上の高齢者・各障がい者手帳の交付を受けている方・社会福祉施設等入所されている方など（子どもの国管理規則第5条の規定による）</td><td colspan="2">免　　除</td></tr>
</table>

※回数券の利用期間は、当該指定管理期間における最終年の大型遊戯施設最終営業日までとします。

キャンプ場利用料金表

区　　分	開設期間
１サイト１泊につき（宿泊キャンプ）	１，０００円
１サイト１日につき（デイキャンプ）	５００円

2　利用の承認・減免等対応

大型遊戯施設の利用の承認は、自動券売機又は窓口における利用券の発券(購入)を以て行い、キャンプ場の利用の承認についても同様とする。また、それぞれの承認の取り消し、制限、停止に関しては関係規程等に基づき適正に対応します。

利用料金の減免若しくは還付、または利用料金の収受に関する事務についても協会の規定に則り適正に対応し、出納簿による処理を徹底し、領収書及び現金等も適正に管理します。

3　今後、より普及が見込まれる決済アプリや電子マネーなどのキャッシュレス決済に関しては、通信設備や電波の状況などインフラ面において対応が可能か否かをよく見極め、導入を目指します。

【支援施設】

1　利用料金

利用料金については、「支援施設条例」に定める上限額の範囲内において、より良い運営管理や利用者へのサービスを行うため次のとおり設定し、施設利用者から利用料金を収受します。

この内、日帰り利用料金については、近隣体育館の使用料金を参考とするとともに、宿泊利用に比べ時間が短く活動場所や活動内容も限られている場合が多いことや、利用料金収受時の事務手数の簡素化、効率化のため小学生以上は対象や年齢によらず、一律の料金とします。

（1）　ネイパル砂川利用料金表

区　　分	利用料金の額	
	１人１日につき	１人１泊につき
1　3歳以下の幼児	無　　料	
2　４歳以上の幼児	無　料	３４０円
2　小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	２００円	６７０円
3　高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	２００円	９８０円
4　１から３までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者	２００円	２，１８０円
5　１から４までのいずれにも該当しない者（４歳未満の者を除く。）	２００円	３，７８０円

※　就学奨励を受けている児童及び生徒、養護学校等の児童及び生徒、児童福祉施設に入所している方、障害者手帳の交付を受けている方等は、利用料金を免除とします。

2　利用料金のキャンセルに対する取扱い

当協会「ネイパル砂川利用申込事務取扱要領」により、利用承認後に施設を利用しなかった場合の利用料金は、全額徴しないこととします。

3　キャッシュレス決済導入可否を関係機関と協議・検討し、実現を目指します。

業　務　計　画　書

団体名	一般財団法人　北海道子どもの国協会

2	施設の効用を最大限に発揮させることについて

根拠法令
〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条第２号〕
業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

業務の基本方針について【共通】

北海道では、より多くの道民に、ゆとりとうるおいのある環境を提供し、公園を利用した多様な余暇の過ごし方を提案することにより、多様な広域レクレーション需要の充足を図るため北海道子どもの国を設置しています。
また、北海道教育委員会では、青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を支援することにより青少年の健全な育成を図るとともに、道民の生涯学習活動を促進するため道立青少年体験活動支援施設を設置しています。
この設置目的に沿った施設の管理運営を次のとおり行います。

【共通】

当協会は、昭和51年に北海道子どもの国とネイパル砂川の一体的な管理運営を目的に設立以来、46年の豊富な経験と管理運営の方策を蓄積しています。これらを事業推進と運営管理に最大限に生かすとともに、関係法令の遵守を施設管理の最重要事項と捉え、「道民に愛される施設」として維持発展に努めます。また、両施設の設置目的を最大限に発揮させるため、一体的な管理運営と各種の事業を展開することにより、都市公園と社会教育施設が融合する施設の役目として、「自然に親しみ自然から生命の尊さを学ぶ」、「子どもと親が自然の中で一緒に遊び、楽しむ」、「親から離れ仲間と協力する活動から思いやりの心や自立心を育む」、「チャレンジする活動からたくましく生き抜く力を培う」等の効果を最大限に発揮できるよう努め、当協会の目的である「青少年の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を管理運営し、もって心身とも健やかな青少年の育成に寄与する。」ことの実現を目指します。

1　子どもの国及びネイパル砂川の開設以来当協会が管理運営を担い、現指定管理期間においても当協会が一体管理することで、利用者が容易に両施設を共有利用でき、事業においても一体展開することで相乗効果を発揮し、施設の設置目的を達成して来ました。また、ネイパル砂川利用者の９割は、プログラムの中に子どもの国での活動を取り入れており、両施設の設置目的と相乗効果が顕著に現れています。
　今後も当協会が一体管理することで、より一層、両施設の相乗効果を発揮し、利用者の満足度やサービスの向上と利用促進を図ります。

2　ネイパル砂川のめざす姿「心豊かにたくましく生きる子どもを育む」の実現を目指すとともに、学習指導要領が目指している子ども達に「生きる力」を育むことを目指します。加えて北海道教育推進計画の施策項目の実施に当たり、関係機関や団体と連携し、地域の学習資源の活用を図るほか、多様なプログラムの開発に努めます。

3　北海道民の生涯学習振興のため、家庭、学校、地域等各分野の広範な教育、学習の場として施設を提供するとともに、社会教育主事と連携・協力し、ネイパル砂川の機能を最大限に発揮するよう努め、道民の生涯学習活動を促進します。

4　平成18年度から組織する「北海道子どもの国・ネイパル砂川利用者協議会」を定期的に開催し、住民参加の施設づくりと地域住民との連携を進め、利用者の意見を反映することによって、より質の高いサービスの提供と施設の利用促進を図ります。

5　事業の推進に当たっては、まちづくりの方針、地域の産業、地域の特色のある企業や各種団体と協働するとともに、地域の河川や自然環境等の地理的な特質、歴史的文化を取り入れ、地域に密着した事業を展開し、道民に愛される施設を目指します。

6　子育て支援、北海道家庭教育サポート制度、ガーデンアイランド北海道運動等、北海道・北海道教育委員会の施策方針による事業を推進し、子どもたちの未来に夢や希望が持てる、活力ある北海道の実現に協働します。

7　子どもの国とネイパル砂川の設置以来、関係法令及び協会規程等の遵守を第一に捉えて管理運営に当たり、適切な施設管理・運営を実現してきました。次期指定管理期間においても引き続き同様に対応し、適切で万全な管理運営を継続します。

8　子どもの国とネイパル砂川は、公の施設であるとともに青少年の健全育成の場であることから、「健康増進法」に定める受動喫煙防止のため、屋内施設は全面禁煙とし、屋外についても、道の定める「屋外喫煙防止条例」の規定を鑑み、喫煙を控えてもおらうなど、児童及び非喫煙者の健康維持の徹底が図られるよう情報発信等に積極的に取り組みます。

【子どもの国】

1　子どもの国の使命を達成するために、緑豊かな環境を保全し道民にうるおいと憩いの場を提供するとともに子どもの国の修景維持に努め、法令又は指針に基づく施設、遊具の保守点検・巡回を適切に実施して利用者に安全で快適な利用環境を提供します。また、子どもの国を利用した各種イベント等の開催と誘致を積極的に行い、ネイパル砂川との一体的利用に資するよう、利用の促進を図ることを基本方針として管理運営に当たります。

2　宿根草花壇の整備をはじめとした住民参加型イベント及び野生小動物や昆虫等の観察会等の自然環境体験等の環境育成型イベントの充実を図り、広域公園として多くの道民が利用できるようなレクリエーションの場を提供します。

【支援施設】

1　学校や少年団、社会教育団体等を始め、各種団体が活動と寝食をともにする機会を通じ、健全な青少年の育成を図ります。

2　本道の子どもたちの多様な体験活動を支援するとともに 生涯学習振興の観点から 家庭学校、地域など各分野の広範な教育・学習の場や機会の提供に努めます。

3　プログラムの開発や主催事業の企画・運営、受け入れ団体への指導・助言等、社会教育主事と協働し、本施設の機能を最大限に発揮します。

4　近隣市町の関係機関や団体等と連携・協力し、地域の特色を生かした魅力ある施設を目指します。

5　子どもの国と一体管理による効率的な管理・運営を心掛けます。また、施設の状況を常に把握して事故の防止に努めるとともに、安全管理に万全を期した管理・運営を行います。

利用者の増加を図るための特色ある取組について【共通】

これまでの公的な都市公園及び青少年教育施設にとらわれない特色や魅力ある施設づくりに向けて、R8年度までの目標とする延利用者数及び支援施設は宿泊室稼働率も合わせ、目標を達成するための実現可能な取り組みを行います。
【参考：H30子どもの国延利用者数(人)】
1,353,455人
【参考：H30ネイパル延利用者数(人)】
砂川：51,212　深川：56,504　森：32,174　北見：22,932　足寄：38,525　厚岸：20,955
【参考：H30ネイパル宿泊室稼働率(%)】
砂川：55.9　深川：62.7　森：58.3　北見：50.7　足寄：56.5　厚岸：57.2

【共通】

子どもの国とネイパル砂川は、設置以来当協会が一体管理することによって、両施設の特性を存分に発揮させ相乗効果を生み出し、両施設の設置目的と利用者拡大を達成して来ました。
当協会の蓄積して来た知識と経験により、両施設の一体管理による相乗効果をより一層増大させ、両施設の設置目的と利用者拡大の達成を図ります。

1　地域に密着し、利用者ニーズに沿った事業を展開するため、地域の観光協会、生涯学習団体、施設利用団体等からなる「北海道子どもの国・ネイパル砂川利用者協議会」からの提言を受け、施設を最大限に有効活用し相乗効果を発揮するよう、一体的な魅力ある事業を推進します。

2　地域のまちづくりの方針と連携した共催事業の取組を進めるとともに、地場産業や地域の特色を活用して魅力ある体験活動を展開します。

3　冬季利用促進策と施設の有効活用策として、子どもの国とネイパル砂川において次のとおり事業を推進します。
（1）ウインターフェスティバルの開催（スノーラフティング、チューブすべり、歩くスキー、雪遊び体験事業等）
（2）歩くスキーの貸出しとコース整備
（3）ネイパルキッズ広場の開催（幼稚園・保育園・家族を対象にしての雪遊びや、絵本の読み聞かせ、スノーラフティング、チューブすべり等）
（4）伝統文化や昔あそび等を体験する事業の開催（もちつき、しめ縄づくり、リース作り、キャンドル作り等）
（5）地域の特色ある企業・団体と連携しての事業実施（革細工作り、お菓子作り）

4　両施設一体管理等のメリットを次のとおり利用者に提供し、利用者拡大を図ります。
（1）キャンプ場とネイパル砂川の宿泊利用者に大型遊戯施設利用料金を割引し、利用者サービスと利用増を図ります。
（2）大型遊戯施設利用料金に回数券を設定し、キャンプ場とネイパル砂川での宿泊利用も期待できる個人利用者のリピート利用の促進を図ります。
（3）台風等荒天時におけるキャンプ場利用者の緊急避難施設として、ネイパル砂川を活用します。
（4）ネイパル砂川の宿泊収容能力（200人）を超える大規模団体には、ネイパル砂川とキャンプ場を一体的に利用可能な宿泊施設としてＰＲするとともに、野外炊飯の大規模団体利用や繁忙期の利用者増に対応するため、両施設の野外炊飯場を一体的に利用することにより、利用者ニーズの対応と有効活用を図ります。
（5）子どもの国とネイパル砂川のそれぞれの利用者に対し、事業や利用の案内をし、利用者の施設利用を促進します。

5　ホームページやＳＮＳ等インターネットを活用し施設案内や事業の情報、旬な話題を提供するとともに、リーフレット・ポスター等を一体的に作成するほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やイベント・施設紹介等の雑誌には一体的な情報を提供し、ＰＲと利用の促進を図ります。

6　利用者の満足度とニーズを把握するため、独自の「利用者満足度調査」を実施し、要望等の対応状況を速やかにホームページで公表するとともに、利用者ニーズに沿った管理運営、事業実施に反映します。

【子どもの国】

1　イベントの開催について

現在までに実施してきた事業を今後も継続しながらも内容の発展と充実を図り、さらに利用者ニーズに沿った新たな事業の開催や各種団体・組織等へイベントの誘致を積極的に行います。特に、子どもの国内に設置されている砂川ハイウェイオアシス館とは今までよりもさらに連携を図り、イベントの共同開催、両施設の情報を相互に、または共同で発信するなど、集客に通じる様々な方策を可能な限り実施していきます。

※北海道子どもの国自主企画事業計画（47・48 頁）

2　大型遊戯施設の利用について

大型遊戯施設の利用期間及び時間並びに休みの日の設定に当たっては、「都市公園条例」及び「北海道子どもの国管理規則」の規定に基づき北海道の承認を得、次のとおりとし、利用促進の方策とします。

（1）条例で示す利用期間外であっても、今までの管理の経験を踏まえ、利用が可能な期間について開設します。

（2）休みの日を条例で規定する毎週月曜日（月４～５回）ではなく月１回とし、利用可能日数を増やし利用拡大策とします。また、月１回の休みの日は遊具点検日とし、安全の確保に努めます。

3　他の道立公園との連携について

道内には、子どもの国の他に 10 カ所の道立公園があります。近年、周遊観光という言葉を見聞きする機会が増え、観光庁もその取り組みを支援しています。道内各地にある道立公園を一緒に PR すること、さらには、各地を訪れ利用していただく、つまり道内の各公園を周遊していただくことを最大の目的として、各公園の利用料金を割り引く仕組みについて、北海道の協力を仰ぎ他の指定管理者と一緒に協議を行い、次期指定管理期間中において導入を目指します。

◎管理の目標「３達成目標及び業績指標（１）利用促進」

達成目標及び業績指標		R4	R5	R6	R7	R8
公園利用者数の増員〔年間 169 千人以上〕	指標値	170,600 人	172,300 人	174,100 人	175,800 人	177,600 人
	目標値	171,000 人	173,000 人	175,000 人	176,000 人	178,000 人
有料施設入場者数の現状維持〔年間 62 千人以上〕	指標値	62,000 人	62,000 人	62,000 人	62,000 人	62,000 人
	目標値	63,000 人	63,000 人	63,000 人	63,000 人	63,000 人

		R4	R5	R6	R7	R8
延利用者数	参考値	1,353,455 人	1,353,455 人	1,353,455 人	1,353,455 人	1,353,455 人
1,353,455 人	目標値	1,353,500 人	1,353,500 人	1,353,500 人	1,353,500 人	1,353,500 人

※延べ利用者数には公園内にある他社が管理運営する公園施設ハイウェイオアシス館の利用者（年間 80 万人以上）も含まれております。

◎管理の目標「４参考業績指標（１）利用促進」

達成目標及び業績指標		R4	R5	R6	R7	R8
公園の利促進のための自主企画事業〔年間開催事業数 18 事業以上	指標値	18 事業	18 事業	18 事業	18 事業	18 事業
	目標値	18 事業	18 事業	18 事業	18 事業	18 事業

【支援施設】

1　北海道教育推進計画に基づき、いじめや不登校の問題、生活習慣の乱れは体力、運動能力の低下や学習能力の低下につながる、それらに伴い北海道の子どもたちを巡る新たな教育課題に対応する施設として、生活習慣や運動能力等の改善を図るため実りある体験活動の取組に努めます。

2　地域の人々と連携した社会体験活動やボランティア活動、農作業や家畜の世話等の農業体験、木や森とのふれあいを通して豊かな心を育む木育の取組等、地域の環境問題や自然の大切さを学ぶための参加・体験型の学習機会を提供する等、関係団体等との連携を図った環境教育の取組に努めます。

3　青少年が野外活動や自然体験活動を通じて、幼児や高齢者等との世代間のふれあいを深め、豊かな情操や社会性を培う機会を提供する等、事業の充実を図ります。

4　家庭は教育の出発点であることから、家庭において子どもが「基本的な生活習慣」を身に付け、自立心を育み、心身の調和のとれた発達が図られるよう、家庭教育に関する学習だけではなく、自然を通して家族で体験できる機会を提供し、家庭の教育力の向上に努めます。

5　地域のサークルの活動情報や社会教育施設等に関する情報等、利用者が必要とする情報を広く収集し提供することに加え、地域との連携を促進しながら、ネイパル砂川の機能の充実を図ります。

6　ネイパル砂川では自然体験活動プログラムに加え、幼児や高齢者、障がいのある方等、全ての人が等しく平等に楽しめる体験活動として、オリンピックやパラリンピックで話題となったスポーツの活動を推進し、健康の維持や増進、運動能力向上を図ります。

7　主催事業等の計画・執行に当たっては、常に地域の中にあるネイパル砂川を意識し、まちづくりの事業方針や地域の産業、地域の特色ある企業・団体・住民と連携・協力関係を保ちながら、砂川ならではの特色と魅力のあるプログラムを採り入れ主催事業等を促進します。また、リピーター等による宿泊利用者の確保、子どもたちの参加・活動意欲を増進する主催事業の開発等に取組、利用者ニーズに沿った体験活動施設を図ります。

8　ネイパル砂川で体験可能なプログラムの広報及び、閑散期の利用者の増加、地域住民との協働事業の促進を図るためアウトリーチ事業を推進します。「ネイパル砂川アウトリーチ事業（職員の講師派遣）に関する事業」

9　地域で開催されるイベント等に参加し、ネイパル砂川のプログラム体験コーナーを設け、地域住民へのＰＲとして、クラフト作り等の実践を通して、ネイパル砂川の普及・利用増進を図ります。

◎目標数値

達成目標及び業績指標		R4	R5	R6	R7	R8
延利用者数	指標値	51,212人	51,212人	51,212人	51,212人	51,212人
	目標値	51,300人	51,300人	51,300人	51,300人	51,300人

◎管理の目標「３達成目標及び業績指標（１）利用促進」

達成目標及び業績指標		R4	R5	R6	R7	R8
年間部屋稼働率	指標値	60%	60%	60%	60%	60%
	目標値	60%	60%	60%	60%	60%

利用者の増加を図るための広報等について【共通】
利用者の増加を図るため、年間の広報計画等実現可能な取組について

【共通】

子どもの国とネイパル砂川の一体管理のメリットと相乗効果を発揮させるため、一体的な広報活動を次のとおり展開し、利用拡大を図ります。

1　ＳＮＳ等の利用率が高まり、それによる情報収集の手段としての選択が増加している中、低コストで第三者拡散も期待でき、大きなＰＲ効果が上がる、フェイスブック等で子どもの国とネイパル砂川の季節や事業の旬な情報を随時に発信します。

2　子どもの国とネイパル砂川のホームページには、事業開催情報や各種案内等の両施設の情報を相互に提供し、常に旬な話題を提供します。また、リーフレット・ポスター等の広報資料を一体的に作成し広報活動の効率化を図ります。

3　リーフレット等広報資料は、道の駅、まちの駅、各市町公民館・図書館等の公的な機関に配置依頼します。また、幼稚園・保育園・小中学校・高等学校・大学等には、ダイレクトメールにより配布します。

4　新聞社、テレビ・ラジオ局、情報誌出版社及び市町村広報には、子どもの国とネイパル砂川の四季折々の話題、イベント計画や報告等を逐次情報として提供します。

5　旅行会社を訪問し、団体の利用誘致やバスツアー等の企画旅行での施設利用を依頼します。

6　管内・管外の校長会・教頭会、各種会議及び講習会・研修会等あらゆる場面での集会等に訪問し、施設の広報をします。

7　管内及び道央地区の未利用の学校に対し直接訪問し、施設の広報と利用の依頼するほか、周辺市町の幼稚園・保育園を訪問し、効果的な冬季利用を広報します。

8　イベント開催時には、ポスター・パンフレット等を市内及び近郊市町の公的施設、関係機関等に掲示と配布の依頼をし、また、近郊の幼稚園・保育園・小中学校には、直接訪問による広報をします。

9　砂川市のお菓子をモチーフにしたまちづくり事業である「すながわスイートロード」を推進する「すながわスイートロード協議会」と連携して、イベントの共同開催やＰＲ事業等へ協力し、情報発信に努めます。

※ 年間広報計画～12 頁

【子どもの国】

1　札幌市から約２時間、旭川市から約１時間の距離にある地理的な利便性及び道央自動車道砂川 SA と直結されていること、更にはスマートインターチェンジが活用できる等交通アクセスの良さを地元砂川市と一体でＰＲしていきます。また、砂川ハイウェイオアシス館の集客力を活かした共同イベントの開催や誘致、更には情報発信を共同で行うなど、子どもの国利用の積極的ＰＲを行います。

2　全国から、又は様々な国や地域から年間 80 万人以上が短時間の休憩のために訪れる砂川ハイウェイオアシス館の利用者に対して子どもの国をＰＲすることにより、知名度の向上及び利用促進を図ります。

3　過去のアンケート等の結果から、札幌市及び周辺市町からの利用者が全利用者の半数以上を占めているため、同区域の市町を重点区域と位置付け幼稚園、保育所、小学校等を中心に直接訪問し利用依頼及びリーフレットの配置を依頼することにより利用促進に繋げます。又、札幌市近郊を除く他の地域に関しても保育所、幼稚園を中心に直接訪問又は利用依頼のダイレクトメールを発送する等、更なる利用者数の向上を目指します。

4　近年その視聴数が著しく増加しているインターネットの動画共有サイトや SNS を活用し、ＰＲ効果を高め利用促進につなげます。

【支援施設】

1　地域の校長会等の教育関係者会議や市町村教育委員会、教育団体等を訪問して施設の広報と利用の依頼をします。また、学校団体等に対しては、管内及び道央地区の未利用の学校を中心に、支援施設の設置目的や、教育効果、利用方法等をＰＲします。さらに、周辺市町の幼稚園・保育園を訪問し、効果的な利用について広報します。

2　主催事業では事業ごとのポスターやチラシ等を作成し、各学校等の教育機関並びに市内及び近郊市町の公的施設に掲示と配布を依頼します。また、対象者に情報を直接知らせるためチラシを作成し、必要に応じて幼稚園、保育所、学校等に対象者への配布を依頼します。加えてホームページへの掲載や地域の報道機関を活用して周知を図ります。

3　主催事業等の実施後には、各報道機関に実施結果資料を速やかに送付し、報道を依頼します。

4　ホームページでは、アクセシビリティへの対応や、北海道生涯学習情報提供システムの閉鎖によるサーバー移行への対応を迅速に行ってきたほか、掲載内容を全面的に刷新し、見やすく分かりやすいホームページとなるよう、努めてきました。今後も利用者の視点に立ち、さらに魅力的なホームページとなるよう、工夫します。

5　アウトリーチ事業実施の際にはチラシの配布や施設紹介のパネルの掲示等により、施設のＰＲと利用の促進に努めます。

6　いち早く主催事業の案内や情報の提供を行える機能として、会員制の「ネイパル砂川め～る倶楽部」を開設し、参加者の増進に努めて参りました。主催事業実施に作成するチラシに登録用の２次元コードを掲載する等して新規登録者の増進にも努め、利用の促進に努めます。

7　施設の見学者には無料で施設を開放し、施設の周知と利用促進を図ります。具体的な取り組みについては社会教育主事に指導を求め、適切に実施します。

8　新たに SNS 等を開始する際には、北海道教育委員会統括情報セキュリティ責任者の許可を求めます。また、SNS やホームページ等、インターネットツールを活用する場合には、効果的な発信となるよう、速やかな更新を心掛けるとともに、個人情報等取り扱いには十分に留意し、機密性のある情報は取扱いません。

◎管理の目標「３達成目標及び業績指標（１）利用促進」

達成目標及び業績指標		R4	R5	R6	R7	R8
利用団体等への訪問、各種広報活動（SNS、ダイレクトメール等は除く）	指標値	20回	20回	20回	20回	20回
	目標値	32回	32回	32回	32回	32回

―年間計画（年間広報計画　(12 頁）より抜粋）―

- ● 校長・教頭会での施設広報　　４回
- ● 対象地域教育委員会等訪問　　２１回
- ● 主催事業広報（近隣学校訪問）　８回

計　　３２回

年間広報計画

1　主催及び受入事業等広報は主に次の箇所への事前案内、PR(ポスター掲示依頼を含む)、及び終了後報道依頼を行う。

事業広報先:道教委、道内各教育局、市町村教委、対象団体先(学校、幼稚園、保育園、子ども会、各種サークル、企業、大学等)、道の駅、公民館等公共施設、社会教育施設、各報道機関他

2　下記スケジュールにかかわらず、出張時等のパンフレットの携行・配布、特別的行事の報道依頼等の情報発信、及びイベント等訪問　PR は、必要に応じてその都度行う。

区分	イベント等		受入事業、利用促進等		管理の目標(20 回)
	子どもの国・自主企画事業等	ネイパル砂川・主催事業等			
4 月	「子どもの国春まつり」 「鯉のぼり掲揚事業」 「熊教室」 「自販機等設置事業」 「ボランティア育成事業」5 月～10 月 「フォトスポット」5 月～10 月・1 月～3 月 「折り紙配布」年中 「モノづくり販売事業」～未定 「飲食販売事業」～未定	「子どもの国春まつり・遊びいっぱい広場」 「ネイパル de パティシエ」	子国 ネイパル ネイパル	「子どもの国開園」、公園ボランティア募集 利用促進訪問等（近隣教頭会） ・石狩教育局　・空知教育局 ・上川教育局　・留萌教育局 主催事業広報・学校訪問	 4 回 1 回
5 月	「ジャリン子体験塾　春」		ネイパル ネイパル	主催事業広報・学校訪問 主催事業広報・学校訪問	1 回 1 回
		「ネイパルふらっとキャンプ」 「ファミリーキャンプ inSunagawa」			
6 月	「アメニティ・タウンすながわマラソン」	「遊友隊が行く！」	子国 ネイパル ネイパル ネイパル	「キャンプ場オープン」利用促進訪問（関係団体） 主催事業広報・学校訪問 施設利用促進・　夏季利用案内(大学、少年団等) 宿泊研修等にかかる利用促進案内（教育関係団体等）	1 回
7 月	「子どもの国夏まつり」 「キッチンカーイベント」 「ザリガニ調査会」	「ネイパル de チャレンジ」	ネイパル ネイパル	主催事業広報・学校訪問 施設利用促進・　夏季利用案内(一般)	1 回
8 月	「ジャリン子体験塾　秋」				
	「子どもの国秋まつり」 「なかそらち大収穫祭」	「さわやか秋風！味覚発見隊！」			
9 月	「砂川キッズ SDGs ラボ・種プロジェクト」		ネイパル ネイパル	施設利用促進訪問（教育委員会） ・砂川市　・滝川市　・歌志内市　・赤平市 ・芦別市　・奈井江町　・新十津川町　・浦臼町 ・上砂川町　・雨竜町 宿泊研修等にかかる利用促進案内（教育関係団体等）	10 回
	「手づくりマルシェ」 「ふわふわビレッジ」				
10 月		「親子 de 体験！わくわくネイパル」 「屋内ゲートボール大会」	子国 ネイパル ネイパル	冬季利用促進訪問（関係団体） 施設利用促進訪問（教育委員会） ・美唄市　・岩見沢市　・三笠市　・夕張市 ・栗山町　・由仁町　・南幌町　・長沼町　・月形町 ・深川市 主催事業広報・学校訪問	10 回 1 回
11 月			子国 ネイパル	「屋内遊具ひろば」 冬季利用促進案内（幼稚園、保育園等）	
12 月	「歩くスキー貸し出し」事業 「そり貸出し」事業 「雪遊び体験」事業	「ネイパルスノーファンタジー」 「どっきどき!?ネイパルお泊り体験」	ネイパル ネイパル 子国	主催事業広報・学校訪問 主催事業広報・学校訪問 「雪山すべり台」・「子どもの国スノーラフティング体験」	1 回 1 回
1 月	「子どもの国ウィンターフェスティバル」	「子どもの国ウィンターフェスティバル・雪遊び広場」			
2 月					
3 月			ネイパル ネイパル	ボランティア募集依頼（大学等教育関係機関） 次年度予約案内（各関係機関、過去利用団体）	
				訪問等広報計（支援施設分のみ）	32 回

利用者サービスの向上について【共通】

利用者サービスや利用者満足度の向上についての実現可能な取り組について
（例　利用者への対応、備品の整備等）

【共通】

利用者が気持ち良く快適な環境で施設を利用できるよう、環境美化のための清掃員を配置し、常に巡回清掃を実施します。また、常時施設点検を行い、故障や不具合箇所の早期発見と整備を施し、施設備品等を万全の状態に維持するとともに利用者ニーズに沿った物品や備品を整備し、利用者が利用効果を最大限に上げることができるよう、利用環境の構築と利用者の満足度向上を図ります。

また、指定管理者として当協会は、快適な利用環境保持のため、現指定管理期間において長年維持管理をしてきた経験と知識に基づき、可能な限りの施設修繕を実施して来ました。今後も、当該指定管理期間を超えた長期的展望での施設維持管理の観点により施設・設備の修繕に対応します。なお、当協会は利益追求の営利団体では無いため、剰余金見込みが発生した場合は、将来的な施設維持と快適な利用環境の整備を念頭に修繕・整備を実施します。

1　利用者からの意見や要望は、アンケート、利用者の声箱、ホームページ等により日常的に利用者ニーズを把握し、迅速な対応や業務の改善に努めてきました。また、ニーズ把握と情報の共有化や問題点の分析等の拡充、迅速な対応の強化、公平性・透明性の一層の向上に努め、更なる管理業務の改善・強化を図ります。

2　意見・投書箱を子どもの国とネイパル砂川に設置し、利用者ニーズを把握するとともに、適宜返答や取組状況を掲示する等して情報を公開します。

3　利用者についての案内、各種受付等窓口対応、電話対応については、「笑顔で挨拶」を心がけ常にわかりやすく丁寧に対応するとともに、定期的に職員研修を実施し、利用者が満足できる質の高い対応を目指します。

4　職員には業務時着用の制服を着用させ、利用者からの視認性を高めるとともに、公共施設に従事する職員としての責任感と自覚を持たせます。

5　苦情等の未然防止のため、施設等の利用方法や注意事項を掲示及びホームページで周知を図るほか、職員は利用に係わる関係法令等及び施設利用の効果を最大限に発揮できるよう、知識・指導方法等を蓄積し、事前利用打合時に注意事項及び必要な情報を平易に提供し、利用者からの信頼を得るよう努めます。

6　要望・苦情があった場合には、「要望・苦情対応マニュアル」により、要望等への対応処理方法を明確にするとともに、職員間の情報を共有化し、同じ内容の要望・苦情については統一した対応することで、正確性・平等性を確保します。また、北海道・北海道教育委員会への報告が必要な場合は速やかに行い、指示等については適切に対応します。

7　北海道・北海道教育委員会が実施する利用者満足度調査に積極的に協力し、当協会が改善可能な満足度の低い事項、不満足な意見等については、真摯に受け止め、改善策を講じ利用者の満足度向上に向け鋭意努力します。

8　利用者の満足度とニーズを把握するために、独自の「利用者満足度調査」を実施し、調査結果をホームページ上で公開します。また、改善を要すると認められた項目は、利用者の満足度向上のために、迅速に改善策を講じて業務の改善を図ります。なお、実施に当たっては、実施時期及び方法等を北海道または北海道教育委員会へ事前通知するとともに実施結果を報告します。

【子どもの国】

1　年齢や性別を問わず、既存の施設や遊具を利用した「遊び」の環境を提供するのみならず、自然や地形を活用した取り組みを行うなど、多くの方々に一年を通じて利用いただけるよう、指定管理業務の向上に努めます。

2　樹木や芝生の適切な管理、トイレや休憩所などの清掃を適宜実施し、快適で清潔な利用環境の維持に努めます。

3　遊具や園路などの点検や管理を適切に行い、安心して利用できる環境の維持に努めます。

4　園内の定期的な巡回を行い、また、必要個所に防犯カメラの導入をするなど安全な環境の維持に努めます。

5　外国から来られる方々への対応として、外国語表記の施設利用案内を作成したり、携帯型翻訳機を追加配備したりするなど、国籍を問わず安心して利用できる環境の整備に努めます。また、子どもの国内の再整備等がある場合に外国語の表記も検討していただくよう要請します。（R4　多言語標識設置工事完了）

6　貸出用の車いすやベビーカーを適所に配置し、手助けや援助が必要な方々への配慮を行います。
※貸し出しについては、新型コロナウィルス感染状況を考慮します。

7　消毒液の設置や屋内の換気を適宜行うなど感染症に対する不安の払拭に努めます。

8　利用者に対し快適な通信環境を提供するため、誰でも利用可能となる公衆無線 LAN の導入を目指します。

9　公園施設の利用状況や四季折々の風景、自主企画事業の案内などホームページをはじめとしたインターネットを活用した情報発信の充実に努めます。

10　施設利用料金に対するキャッシュレス決済導入に向け、サービス提供会社や通信会社等と協議を行い、早期の導入を目指します。

11　自主企画事業の充実を図り、利用者サービスの向上を図ります。

12　利用者満足度調査を実施し、利用者ニーズの把握に努め、施設の管理や事業の充実を図る指針とします。

◎管理の目標「３達成目標及び業績指標（４）利用者満足度の向上」

達成目標及び業績指標		R４	R５	R６	R７	R８
利用者満足度の向上〔指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合を70%以上確保する。〕	指標値	70%	—	70%	—	70%
	目標値（実績）	88.1%	—	75%	—	75%

【支援施設】

1　利用者の研修活動等に関する業務

（１）受入事業

ア　ネイパル砂川の利用について、リーフレットや手引き、プログラムガイド等を作成してホームページに掲載する等により、誰でも利用できる施設であることの周知に努めます。また、電話等による問い合せ時には、その利用目的が「支援施設利用規則」等に反したものとならないよう、充分に説明します。

イ　利用の申込受付に際しては、「支援施設利用規則」及び当協会「ネイパル砂川利用申込事務取扱要領」により、公正かつ適正に行います。

ウ　利用に関する事前の打合せについては、利用方法や生活のきまりを充分に理解していただくため丁寧に説明するほか、利用者の希望を充分に把握し最適なプログラムや施設利用を紹介する等、指導・助言を行います。

エ　宿泊室及び研修室等の活動場所は、事前打合せ等を通して希望を把握し、対象別及び利用目的等に応

じて、適切に割り振ります。

オ　つどいや野外炊飯等のプログラムの実施において指導依頼があった場合は、社会教育主事と連携し、柔軟に対応します。

カ　外部講師等への依頼を要する場合は、必要な調整・手続きを行い、円滑なプログラムの実施に努めます。

キ　利用の承認に当たっては、不当な差別的取り扱いとならないよう支援施設条例に基づき利用承認をします。また、特に、判断の難しい場合は社会教育主事と協議し適正に行います。

ク　利用の際には、オリエンテーションを実施し、食事、入浴、就寝等の日課や生活のきまり、施設・設備及び教材・教具の使用方法等を指導する等して、宿泊研修が規律正しく有意義なものとなるよう努めます。加えて緊急時の避難経路を紹介するほか、必要に応じて気象情報や施設内外の危険箇所等の情報を提供する等、安全管理に留意します。

ケ　利用団体には、利用の都度アンケートを実施して利用者のニーズを分析し、施設やプログラムの改善及び利用者の満足度の向上を図ります。

コ　利用に当たっては、利用者の目的等に応じて「生活のきまり」等を弾力的に運用します。
また、子どもの国との一体管理によるメリットを遺憾なく発揮し、子どもの国を活用した多様な活動により最大限の教育効果が得られるよう、社会教育主事と協働して全力で利用者をサポートします。

サ　キャッシュレス決済導入可否を関係機関と協議・検討し、実現を目指します。

（2）活動プログラムの開発及び提供

ア　自然体験活動や集団宿泊活動等、日常とは異なる生活環境の中で家庭教育や青少年の健全育成にとって望ましい体験が行えるよう、社会教育主事と協働して以下の項目を踏まえて開発又は現保有プログラムのブラッシュアップを行い、提供します。

①　多様な体験を通して自然や伝統、文化への理解を深め、自分とのつながりや、人間同士のつながりが実感できること。
②　利用団体の目的達成をより効率的かつ効果的に行えること。
③　長期的な自然体験活動を見据え、そのニーズにも対応可能なこと。
④　自然の中で自ら考え、行動する力を養うこと。
⑤　達成感を得られること。
⑥　失敗してもあきらめず挑めること。
⑦　野外炊飯等、食事プログラムは食育基本法の基本理念にかなっていること。
⑧　活動のエリアや用具の使用が安心かつ安全であること。
⑨　子どもの国のみならず、近隣の自然や施設を活用したもの。
⑩　自然の中での体験活動を通して体力や運動能力の向上が期待できること。

イ　各職員が高水準且つ同水準で利用指導及び相談が可能となるよう「利用団体指導マニュアル」を整備し、利用者に均質的なサービスを提供します。

（3）利用者の生活に関する業務

ア　ネイパル砂川の標準生活時間帯は、青少年の健全育成と生活リズムの向上を考慮し、次のとおりとします。ただし、利用者からの申し出があった場合には他の利用者の迷惑にならないことと、教育機関としての節度を保てることを前提に柔軟に対応します。

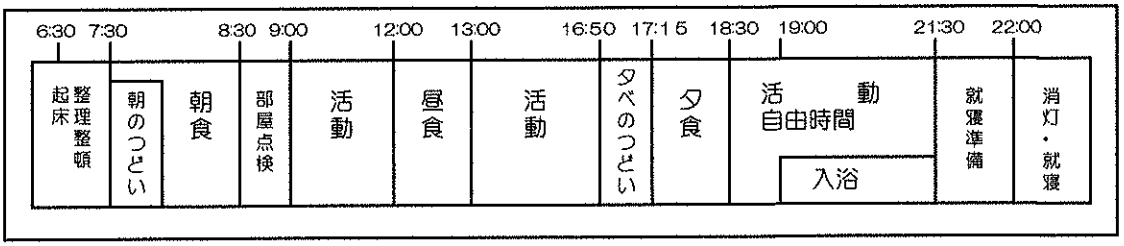

イ　利用者が使用する寝具は次のとおりとします。

①　宿泊利用者には、次の寝具を無料で貸し出します。
１人に付き枕１個、毛布２枚、布団１枚、ベットパットまたはウレタンマットレス１枚、枕カバー１枚、シーツ２枚

②　ベットメイキングは、教育活動の一環として、利用者に行っていただきます。

③　シーツと枕カバーは使用の都度、洗濯します。

④　連続で宿泊する利用者のシーツ・枕カバーの交換は、２泊３日を目安に利用者の希望に応えます

ウ　利用者が正しくに施設を利用できるよう、入所時にオリエンテーションを行い、施設の使い方、生活上の約束、ベットメイク、清掃、緊急時の対応などを周知するとともに、「利用の手引き」に「ネイパル砂川での生活について」を定め、適切な施設の使い方の周知に努めます。

（4）主催事業参加者及び受入利用団体にはアンケート調査を実施して満足度やニーズを調査・分析し、以後の事業企画や活動プログラムのブラッシュアップへの参考とし、利用拡大や満足度の向上を図ります。
（5）利用者への指導、各種調整及びアンケート調査は社会教育主事と連携・協力して適切に対応し、利用者の利用効率と満足度の向上に努めます。

2　研修活動環境等に関する業務

ア　指定管理業務の遂行に必要な教育用物品等は、社会教育主事と相談の上、可能な限り早急に整備するとともに、教育委員会より決められた様式により、適正に報告します。

イ　利用者が活動に使用する物品等は、利用者が快適に使用できるよう常に良好な状態を維持するとともに、使用が困難となった物品は速やかに更新する等、サービスの維持・向上に努めます。

ウ　経年劣化等により不要となった備品が発生した場合には、所定の報告と廃棄を社会教育主事と相談の上、適切に行います。

エ　プログラムの開発にあたり新規に物品等を要する場合には、内容を精査し速やかに整備するよう、努めます。

◎管理の目標「３達成目標及び業績指標（２）」

達成目標及び業績指標		R4	R5	R6	R7	R8
施設の清潔さ、快適さ、利用しやすさ	指標値	90%	90%	90%	90%	90%
	目標値	90%	90%	90%	90%	90%

◎管理の目標「３達成目標及び業績指標（４）利用者満足度の向上」

達成目標及び業績指標		Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
利用者満足度調査	指標値	90%	90%	90%	90%	90%
	目標値	90%	90%	90%	90%	90%

施設の効果的活用について【共通】

施設の機能を生かして、どのように公的な都市公園及び青少年教育施設の使命を果たすための実現可能な取組について

【共通】

当協会は、子どもの国とネイパル砂川の設置以来、一体的な管理により、施設の設置目的と使命を達成してきました。この永年培ってきた経験とノウハウを存分に活用します。

子どもの国の使命である

◎より多くの道民に、ゆとりとうるおいのある環境を提供し、公園を利用した多様な余暇の過ごし方を提案することにより、多様な広域レクレーション需要の充足を図る。

ネイパル砂川の使命である

◎青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を支援することにより青少年の健全育成を図るとともに道民の生涯学習活動を促進する。

の両施設の使命達成のために、「2 の業務の基本方針について」に記述した事項を大前提に事業や施設運営を展開します。

【子どもの国】

1　札幌市と旭川市とのほぼ中間に位置し、北海道の大動脈である国道 12 号線にも近く、道央自動車道と直結し、さらにはスマートインターチェンジを備えるなどの立地やアクセスの良さ、道内の主要土産物や地元産の新鮮農産品などが購入できる砂川ハイウェイオアシス館、砂川市所有で天候に左右されることなく利用が可能な広いホールがある砂川市ふるさと活性化プラザ、そして子どもの国の最大の特徴である様々な遊具があるうえキャンプ場も擁するなど施設や設備も充実しており、一時休憩の通過から目的地として長時間の滞在も可能など、利用形態は様々であるがゆえに多種多様な目的をもって非常に多くの方が来園することから、その来園者をターゲットに、地元の観光協会や近隣市町や広域事務組合などと連携し観光情報などの発信拠点となるよう積極的に取り組むとともに、団体などが自ら情報発信の場として活用いただけるよう、イベントなどの誘致や様々な活用法についての相談に応じます。

2　道内各地はもとより全国からもこの施設を活用いただけるよう PR に努めるとともに、道条例で規定されている各種許可申請がスムーズに行えるよう助言や協力を行います。

3　子どもの国が、遊具での遊びや散歩、自然や野鳥観察など家族やグループなどで休日や余暇を過ごすの場としての活用のみならず、様々な要望に応えられる施設や設備が備わっている利点を生かし、公の広域公園としての使命を最大限に発揮できるよう情報発信と協力に努めます。

【支援施設】

ネイパル砂川の特色である子どもの国との一体的な管理のメリットを最大限活用した多様な自然体験活動や集団宿泊生活等、日常とは異なる生活環境の中で家庭教育や青少年の健全育成にとって望ましい体験が行えるよう、社会教育主事と連携・協力し、効果的な施設運営を目指します。

1　「すべての子どもたちのために」を基本理念とし、子どもたちの「生きる力」を育むための基本的生活習慣の確立や環境教育の推進に関する事業や近年の北海道の子ども達が直面する教育課題に対応する事業を計画します。加えて、豊かな心や健やかな体の育成を目指し、他者、社会、自然・環境とかかわる中で得た経験が、生きる自分への自信となるよう、体験活動の充実を図ります。

2　学校等の受入事業では、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、小、中、高校等その発達の段階に応じ、集団宿泊活動や自然体験活動、コミュニケーションスキルの向上を推進します。

3　教育施設としての機能を発揮し、利用者が正しい生活を送れるよう、利用の方法や生活等についての「利用の手引き」を作成して周知に努めます。

4　子どもの国の広大なエリアの雄大な自然を感じる体験活動が、子どもの国との一体管理により実施できる体制となっています。特に闇夜を体験するナイトハイクやホタル観賞等、公園内をエリアとした夜のプログラムは周辺に街灯のある街中では不可能な体験であり、施設が子どもの国の中にあるからこそ可能な体験活動と考えます。日中の自然体験で感じた草や木、野外炊飯等で感じた火や水、空腹感などの感覚とともに、夜間体験の暗闇による恐怖心やホタルの明滅する光を見た時の感動、暗闇から現れる施設の明かりが見えた時の安心感など、五感を直接体験する「原体験」を行う場として、子どもの国とネイパル砂川は一体管理による効率的かつ効果的な活動を推進してきました。

これらを発展・応用した活動プログラムや宿泊プランの開発を社会教育主事と協働で取り組み、子どもたちの「生きる力」の育成と、より高い教育効果が得られる施設運営を目指します。

5　子どもの国の中でネイパル砂川が実施した主催事業等で開発し保有しているプログラムを、地域の市町村等に普及させることも施設の使命であると捉え、次の取り組みを行います。

（1）地域の市町教育員会、各種団体等へプログラムの情報提供を行います。

（2）地域の市町教育委員会との事業連携・協力実施する中でプログラムの実践と普及を図ります。

（3）学校教育における教科指導や生涯学習・社会教育団体等の行事等に職員を派遣する「アウトリーチ事業」により、プログラムの実践と普及を図ります。

（4）地域で開催されるイベント等において、ネイパル砂川のプログラム体験コーナーを設け、地域住民への実践と普及を図ります。

環境への配慮について【共通】

公立施設の指定管理者として、ゼロカーボンに向けた取組をはじめとして、環境へ配慮した施設運営に関する基本的な考え方と、実現可能な具体的な取組について

【共通】

地球規模の環境問題に対し、温室効果ガス排出量削減を推進するため、次の取組をします。

1　温室効果ガス排出量が最も多い二酸化炭素の削減に取り組むため、電力供給会社が提供するカーボンニュートラルに対応した電力プランを導入し、電力排出係数や再生可能エネルギーの導入率等を考慮した電力を調達します。

2　「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき次の省資源に向けた取組を行うとともに、「環境管理計画」（23頁）を策定し、環境保全活動を推進します。また、製品やサービスの購入をする時に、必要かどうかを考えて、値段や品質、利便性、デザインだけでなく環境の事を考え、環境への負荷をできるだけ小さいものを優先して購入する、グリーン購入を推進し、環境負荷を低減し、廃棄物の発生を抑えることや環境意識を高め、持続可能な社会の構築の実現を目指します。

（1）紙使用量の削減
①　両面コピーの徹底　②資料の簡素化・共有化　③電子メールの利用によるペーパーレス化　④ミスコピーの防止　⑤紙の裏面活用、使用済みファイルや封筒などの再使用

（2）節水
①　トイレ、給湯用水等水使用量の削減　②業務用車両等の洗車方法の改善　③節水型機器の導入

（3）プラスチック製品の使用の削減
①　コンビニエンスストア等でのレジ袋の受け取り辞退、マイバックの持参
②　会議等でのペットボトルやプラスチックカップ・ストロー等、ワンウェイのプラスチック製品の使用の自粛
③　職場や日常における、ペットボトルを使用せず、マイボトルを持参する等、不必要なワンウェイプラスチック製品の使用の自粛

【子どもの国】

1　今まで実施してきた、「環境管理計画」に基づき省エネルギーへの取り組みは当然のことながら、紙をはじめとした資源の再利用を進め、近年世界的に取り組みが進んでいる使い捨てプラスチックの利用削減と回収、ごみの分別を行いリサイクルに努めるなど環境負荷の軽減に努めます。

2　持続可能な開発目標であるいわゆる「SDGｓ」への取り組みついて職員個々の知識と理解を深めるとともに、他の団体と協働で事業を開催するなど、自然環境の保護や負荷の軽減に積極的に取り組みます。

【支援施設】

「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の達成を目指すことに留意し、次の取り組みを行います。

1　「ゼロカーボン北海道」のロゴマークを取得して施設内や事業チラシ等に掲載し、ゼロカーボン北海道の普及啓発に努めます。

2　利用者の安全とサービスが低下しないよう留意し、電力等の消費量を抑制する等、省エネに努めます。
（1）日中の施設内における体育館・ロビー・玄関等の照明は不要のものは随時消灯する等、節電を徹底します。

（2）照明器具を更新する際にはＬＥＤ化を推進するほか、常時点灯の必要がない箇所には人感センサー付の照明器具とする等、省エネの推進が可能となる器具の選定に努めます。
（3）衛生管理に努めつつ厨房、洗面所、トイレ、浴室等の節水を行います。
（4）室温や浴室の湯の温度管理をこまめに行い、さらにウォームビズを積極的に取り入れる等し、燃料の節約に努めます。
（5）施設の利用方法や手続き及び事業案内等において、インターネットやＥメールの活用を通して、紙資源の節約に積極的に取り組みます。

3　施設内に節電・節水及びエコロジー推進についてのポスター等を掲示する等して、リサイクルや環境への取り組みを啓発・推進します。

4　ゴミの減量化と環境問題を考えるきっかけとなるよう、利用者が持ち込んだゴミは持ち帰りを基本とするほか、活動プログラムを実施中に発生したゴミは分別に留意し適切に処分するよう呼びかける等し、環境に配慮する意欲を育みます。また、施設内で発生したゴミは、分別をしっかり行い、適切に処分します。

5　野外体験等の事業の実施に当たっては周辺環境にも気を配り、活動プログラムの実施等により過分に廃棄物を出したり、むやみに自然を傷つけたりしないよう、充分に心がけます。

8　ウッドクラフト等、木材を使用する活動プログラムにおいては間伐材等の使用を心掛ける等、森林資源の保護と活用に留意します。また、活動プログラム実施時には森林整備の重要性や、木製品の温かみや安らぎなど、心理面での効果などを説明する等して、森林資源保護及び活用を呼びかけます。

9　受け入れ及び主催事業の実施においては、プラスチック製品の削減に留意し、環境に配慮した物品の使用や呼びかけを行い、環境保護の啓発に努めます。

10　冷蔵庫等のフロンガス使用機器は漏れがないかを常に確認し、異常が見られた場合は直ちに修理を行います。また、機器が不要になった場合には専門業者により適正に処分します。

11　施設内の物品及び設備を更新する際には商品に環境配慮マークが付いていたり、CO2 の削減が明示されていたりする等、地球温暖化への対策に取り組む企業を選定するよう努めます。

一般財団法人北海道子どもの国協会
環　境　管　理　計　画

内　　容	環　境　目　的	環　境　目　標
電気の使用	電気消費の削減	過去 3 ヶ年平均電力総使用量を基準とし、毎年 1%削減する。
水道水の使用	水道水消費の削減	過去 3 ヶ年平均上水道使用量を基準とし、毎年 1%削減する。
エネルギーの使用	暖房用燃料の削減	過去3ヶ年平均A重油使用量を基準とし、毎年 1%削減する。
車両燃料の使用 排気ガスの発生	CO2 の削減	過去 3 ヶ年平均車両用燃料総量を基準とし、毎年 1%削減する。
リサイクル	一般廃棄物の削減	過去 3 ヶ年平均一般廃棄物の総量を基準とし、分別等のリサイクル推進を徹底し、毎年 1%削減する。
紙の使用	紙使用量の削減	コピー用紙使用量を毎年 2%削減する。
有害物質使用の配慮	環境に配慮したインクの使用	環境に配慮したインクを印刷物に使用する。
電気エネルギーの使用環境への配慮	電気等エネルギー又は、環境に配慮した商品購入・リースの推進	電気製品、OA 機器の購入・リースは、省エネルギー等環境への配慮がされた商品を指定する。
主催事業等における環境思想の普及啓発	森林環境への意識付け	森林保全活動を通して環境に対する興味・関心を高める。 SDG s への意識を高める
	自然環境への意識付け	石山登山、自然観察、ホタル観察、釣り体験 SDG s への意識を高める

適切な施設の維持管理について【共通】

施設設備の適正な維持管理を行うための業務の内容（保守点検を含む）及び実施時期、管理水準等について

【共通】

施設設備の適切な維持管理は、当協会が子どもの国とネイパル砂川の設置以来、管理運営に当たって蓄積した経験とノウハウを存分に発揮し、子どもの国とネイパル砂川の設置目的と両施設一体管理による相乗効果をこれまで以上に高め、利用環境の更なる向上と施設設備の維持管理に万全を期します。

施設設備の維持管理に当たっては、関係法令、条例等を遵守し、法定点検等を「施設・設備等保守点検計画表」（27 頁）により実施するとともに法令等の冊子を子どもの国管理事務所及びネイパル砂川に常備します。また、子どもの国とネイパル砂川から排出される廃棄物で、廃棄物処理法により規制対象となる廃棄物については、北海道の許可業者と委託基準を守って委託契約を締結し、適正に処理します。

【子どもの国】

1　施設・設備の保全

（1）利用者の安全保持及び施設設備の維持のため、定期点検・整備を専門業者に委託するとともに、子どもの国職員による点検については、「施設設備点検要領」により点検し、その結果を報告書並びに整備記録に管理保管します。

（2）子どもの国管理棟の夜間警備等は、次のとおり機械警備とします。

項　　目	回数及び実施月
機械設備（管理事務所警備）	4 月～3 月常時

（3）遊具の管理

子どもの国に設置されている遊具（大型遊戯施設及びヤッホーの森）の管理については、常時職員が巡回し、遊具の安全利用と事故防止について指導するとともに「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改訂第 2 版）（平成 26 年 6 月年国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準」（JPFA-SP-S:2014）（平成 26 年 6 月一般社団法人日本公園施設業協会）を参考に日常点検、定期点検（精密点検）、緊急時点検を当協会「遊戯施設管理要領」により実施することとし、施設・遊具等に異常を発見した場合は直ちに使用を中止し、速やかに修理を行い必要に応じて専門業者に点検と修理を依頼します。

①　大型遊戯施設の遊具点検（有料施設）

ア　日常点検～午前と午後にそれぞれ１回、職員が巡回し点検を実施します。

イ　定期点検（精密点検）～専門業者が定期的にピラミッド及びピラミッドファミリーズ年４回（４月、５月、７月の各月１回及び８月～９月に１回）、その他の遊具については、年２回（４月、７月）に点検を実施します。

ウ　緊急時点検～事故等が発生した場合は、遊具の使用を中止し点検を実施します。

エ　ピラミッド内では、新型コロナウイルス感染症防止の基本的な感染防止行動（三密回避、マスク着用、手指消毒）の実践について、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知します。

②　ヤッホーの森の遊具点検（無料施設）

ア　日常点検～午前と午後にそれぞれ１回、職員が巡回し点検を実施します。

イ　定期点検（精密点検）～専門業者が定期的に年２回（４月、７月）に点検を実施します。

ウ　緊急点検～事故等が発生した場合は、遊具の使用を中止し点検を実施します。

（4）キャンプ場の管理

①　キャンプ場の開設期間を次のとおりとします。

宿　泊　　6月下旬～９月上旬　、日帰り炊事等　６月下旬～９月下旬

②　新型コロナウイルス感染症防止のため、サイト 57 ヶ所（現有）の間隔を取り 33 ヶ所に削減します。

また、感染拡大防止に向け、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知します。

③　開設期間中は、午前９時から午後５時までは職員を常駐させ、その他の時間はネイパル砂川常駐の警備員が巡回し、利用者の安全、火災の防止及び清潔な環境の保持に努めます。

（５）展望台と石山遊歩道（登山歩道）の管理

①　展望台、トイレ等は適時職員を巡回させ、火災の防止及び清潔な環境の保持に努めます。

②　石山遊歩道（登山歩道）の枯損・風倒木等の除去と草刈を実施し、利用者の安全通行の確保に努めます。

（６）水遊び施設等の管理

①　水遊び施設及び観賞池等用水の清潔性の保持を図ります。特に、水遊び施設については、清掃の励行及びガラス・クギ・金属片等危険物の除去に努めます。

②　新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知します。

（７）冬期間の屋外施設・設備の管理

子どもの国冬期間の樹木冬囲い、建築物・遊具等の雪下ろし、給水施設の凍結防止措置を行なうなど、定期的に巡回を行います。

【支援施設】

１　施設環境整備

（１）施設に備え付けることが必要とされた教育用物品は社会教育主事と相談の上、可能な限り早急に整備するとともに、利用者が使用する施設、設備及び物品等は、良好な状態を維持して常に利活用できるよう、施設の区分や設備、物品等に応じて担当責任者を定め、巡回、安全確認と点検、整理等を随時行うとともに、屋外の活動エリア・コースは、子どもの国と一体で取り組み、危険箇所や不具合箇所の発見、除去及び改善に努めます。また、備品等を購入、廃棄又は異動する必要が生じた場合は、必要に応じて速やかに所定の報告をします。

（２）破損箇所等を発見した場合は、事故の防止に努め、利用者の活動に支障を来たさないよう、次のように対処し、経過を記録・保存します。

①　軽微なものは速やかに修繕します。

②　規模の大きいものは、利用者の安全確保を最優先の上、北海道教育委員会と連絡・協議して適切に応急措置あるいは修繕をします。

（３）施設の清掃は、次の清掃作業計画により適切に実施します。また、施設内外は随時巡回し汚損箇所を発見した場合は、清掃員及び職員が作業計画によらず直ちに清掃する等、全職員で清潔な環境の保持に取り組みます。また、一般的な事業所で働くことが困難な障がい者の職業訓練を支援するため、地域の就労継続支援施設と契約し、清掃員として活躍する場を提供します。

清掃作業計画

箇　所	作　業　内　容	清掃区分	標準回数
ポーチ・玄関、二階テラス・	土間コンクリート掃き､靴拭きマット･泥ゴミ掃き、落ち葉除去、ルーフドレン清掃、電気器具清掃、自動ドア作動確認・清掃	日　常	1/日
管理諸室	床掃除、机上清掃、屑籠処理、電話機等・電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日　常	1/日
食堂、廊下、階段、研修棟、各宿泊室、リネン室、談話室	床掃除、机上清掃、灰皿処理、屑籠処理、鏡拭き、電気器具清掃	日　常	1/日
Ｐタイル部分	ワックスがけ	定　期	2/年
浴室	更衣室清掃、床タイルブラシ洗浄、クレンザー磨き洗浄、桶、マット・竹マット清掃、鏡拭き、電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日　常	1/日

便所	床掃除、便器、手洗器水洗い、汚物の処理、トイレットペーパー・石鹸水の補充、水量調整、床水洗い、鏡拭き、電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日　常 定　期	1/日 1/2 月
洗面所	床清掃、流し清掃、用具の清掃・整頓 床水洗い、鏡拭き、電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃	日　常 定　期	1/日 1/2 月
体育館	床・器具室の清掃、電気器具清掃	日　常	1/日
ガラス拭き、すす払い	全庁舎、体育館、廊下の窓ガラス拭き、すす払い、網戸清掃	定　期	1/6 月
庁舎内、周辺の清掃	庁舎周辺のゴミ、落ち葉処理、ハエ、蚊、蜂、蛇等の駆除	日　常	1/日
厨房	調理台、調理機器等の洗浄、床水洗い清掃 電気器具清掃、水道機器・排水口の点検清掃(食事提供業務委託業者)	日　常	1/日
空調設備	各吸排気口点検清掃	日　常 定　期	1/日 1/年

（4）冬期間においては、園路、利用者駐車場、施設入り口周辺及び非常口周辺とその通路等、必要な個所を利用者の安全に留意して除雪を行います。また、積雪による落雪や崩壊による事故が起こらぬよう、状況に応じて雪下ろし等を行なうほか、凍結による事故や破損を未然に防止するため場所と状況に応じて加熱、滑り止め散布、注意喚起の掲示や立ち入り制限等必要な措置を講じます。

2　活動環境整備

（1）利用者に安全かつ安心して宿泊していただくため、旅館業法施行条例等に基づき常に施設内を清潔に保つよう努めます。

（2）浴槽の湯については、レジオネラ症発生予防のため定期的な水質検査等、常に衛生管理に気を配り、清潔な循環ろ過機器の維持、遊離残留塩素濃度の確保、湯の張替え等、必要な措置を講じます。なお、清掃、湯の張替え及びろ過機の逆洗は浴室の使用の都度行います。

（3）　利用者が使用する寝具は次のとおりとします。

ア　シーツ等を保管するリネン室は常に清掃し、清潔に保ちます。

イ　宿泊者が使用したシーツと枕カバーは、その都度洗濯します。

ウ　寝具類については清潔に留意し、布団、枕、毛布、ベッドパッドは年１回洗濯をします。また、特に汚れた場合にはその都度洗濯し、清潔を保ちます。

（4）水道設備の維持及び水質検査等は、子どもの国との一体管理により法令を遵守して行います。

（5）ゴミの搬出や廃棄物処理は法令等に従い、適正に処理します。

（6）各設備等の点検は法令を遵守して行います。また、北海道教育委員会からの指示がある場合にも同様に行います。※「施設・設備等保守点検計画表」～27 頁

施設・設備等保守点検計画表

【子どもの国】

項　　目	回数及び実施月
※　給水施設保守管理	年19回(4月～10月各2回、11月～3月各1回)
※　電気設備保守点検	月1回
ピラミッド遊具保守点検	年4回
カタコンベ遊具保守点検	年2回
森の迷宮遊具保守点検	年2回
※　専用水道水質検査	法令・規則の定めによる
遊水路(水遊び)施設保守点検	年2回
身障者用エレベーター保守点検	年4回
※　消防設備保守点検	年2回
地下タンク保守点検	年1回　※休止届提出済み
ボイラー保守点検	年1回　※撤去済み
噴水用配管及び機器取付・撤去作業	年2回（機器取付1回、撤去1回）※施設休止中
機械設備(管理棟警備用)	月1回
池ひし除去事業	年1回
※　特殊建築物等定期調査	3年に1回　本年度点検対象年

【ネイパル砂川】

設備区分	項　　目
空調設備	空調設備、清掃等(定期点検、日常点検)
電気設備	※電気設備、電話設備、清掃等（法定点検、定期点検、日常点検)
衛生設備	※給排水設備(法定点検、日常点検)
環境設備	※空気環境測定、※飲料水水質測定、※簡易専用水道点検、※残留塩素測定等(法定点検、日常点検)
消防設備	※消防設備点検(法定点検、法定総合点検、定期点検、日常点検)
その他	自動ドア、※防火シャッター、※防火ドア等(法定点検、定期点検、日常点検)

※は法定点検によるもの

危機管理体制について(緊急時の対応) 【共通】
公立施設の指定管理者として、危機管理体制についての考え方と取組みについて (新型コロナウイルス感染防止対策を含む。)

【共通】

事故、災害、感染症や食中毒、熊目撃時等不測の事態による緊急時の利用者の安全確保と適切かつ万全な対応のため責任者を配置するほか、報道担当等の役割分担を定め、加えて緊急時の対応及び連絡体制を明確にするためマニュアル等を作成し、全職員が常に危機管理意識を持つことを基本に日常業務を遂行します。また、両施設が一体となり実践的対応能力の向上を図る講習会や訓練を設定し、利用者が安全で安心して利用できる子どもの国とネイパル砂川の施設づくりを推進するほか、ネイパル砂川については、社会教育主事には適宜指導を求め、円滑かつ効果的な管理を行います。

1　不測の事態や緊急時に備えて「危機対応マニュアル」及び「災害対策要綱」を定めるとともに、「学校における危機管理の手引（改訂３版)」（平成 31 年２月北海道教育委員会）を参考に、適正かつ万全な対応で利用者の安全確保を図ります。
　特に昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止については、国の定める「業種別ガイドライン」により対応するほか、ネイパル砂川においては、「道立青少年体験活動支援施設ネイパルにおける新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」により対応するとともに、感染状況や国及び北海道の動向を見極め、北海道及び北海道教育委員会とも綿密に連絡調整し、施設利用者及び職員の安全なる環境確保に万全を期します。また、「学校の衛生管理マニュアル（文部科学省)」や「業種別ガイドライン」等が改訂された場合は、適宜対応します。

2　利用団体に対しては、施設内外での利用時における安全指導を充分に行います。
　火災や事故、災害等、不測の事態が発生した場合は「災害対策要綱」等に基づき速やかに救護及び避難の誘導にあたるとともに被害拡大防止策等の安全対策及び関係機関への緊急連絡を図ります。
　処理後の必要事項については、報告書により北海道または北海道教育委員会に速やかに報告します。また、その後の経過報告、けが人等に対するフォローアップも適正に行います。

3　「消防法」等法令を遵守し、防火管理者を配置するほか、「消防計画」を作成し自衛消防訓練を実施する等して不測の事態に備えます。

4　当協会はＡＥＤ(自動対外式除細動器)を子どもの国とネイパル砂川に備え付けるとともに、ＡＥＤの使用方法も含めた救急救命講習を定期的に受講し、砂川地区広域消防組合から「応急手当優良事業所」に認定されております。今後も、職員の応急手当技能の維持と向上に努め、不測の事態備えます。

5　緊急・夜間時の連絡体制を 31 頁のとおりとし、適切かつ万全な対応を図ります。

6　不測事態に備え子どもの国とネイパル砂川両施設に対する「賠償責任保険」及びネイパル砂川に対する「第三者賠償責任保険」、北海道及び北海道教育委員会所有の車両に対する「自動車共済」に加入します。

【子どもの国】

1　子どもの国利用者の心身の安全保持方策について
（1）子どもの国開園期間内は、職員及び巡回警備員により施設の保守と子どもの国の秩序の維持を図ります。また、巡視・警備等の状況を日誌等に記録し、適正に管理します。
（2）火気の使用についてはバーベキューコーナー、野外ステージ及びキャンプ場のみとし、春の山火事危険期間中は山火事注意旗を掲揚し火災防止の徹底を図ります。また、バーベキューコーナーについては、新型コロナウイルス感染防止行動（三密回避、マスク着用、手指消毒）を実践するため、利用者への協力をホームページ、園内掲示、園内放送で周知します。
（3）子どもの国への車の乗り入れは、キャンプ場、ネイパル砂川の利用者及び子どもの国施設保守管理等、特定の場合を除いて原則として制限します。また、北口についてはゲートにより夜間の通行を規制し、子どもの国の秩序の維持と利用者の安全を確保します。
（4）観賞池は、遊泳等危険な行為の制止及び注意看板等により利用者への注意を喚起します。
（5）マムシを発見した場合は、補殺に努めるほか、利用者に注意を促すとともに、あらかじめ砂川市立病院に血清の常備を要請します。
（6）ハチ、カラス等の営巣箇所及び有害鳥獣・昆虫等の駆除に努めます。
（7）毎年、子どもの国開園前におけるヒグマの生息調査を砂川市、砂川市猟友会の協力で実施します。また、